

## 東海村三世代同居・近居住宅支援助成金交付要綱

〔平成29年3月31日〕  
〔告示第32号〕  
〔平成29年12月28日〕  
〔告示第139号〕  
〔一部改正〕  
〔平成30年2月1日〕  
〔告示第6号〕  
〔一部改正〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、若い世代の本村への定住促進及び世代間の支え合いによる子育て環境の充実に寄与するため、村内で新たに三世代同居又は三世代近居を始めた者に対し、予算の範囲内において、住宅の取得、増築、改築又はリフォームに要した費用の一部を助成することについて、東海村補助金等交付規則（平成18年東海村規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 子 次に掲げる者（その配偶者を含む。）をいう。

ア 親の一親等の直系卑属

イ 親たる夫婦の一方の一親等の直系姻族であって、当該夫婦の他方の一親等の直系卑属

(2) 孫 15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者（出生後に子と同一の世帯内で同居する予定の胎児を含む。）であって、次に掲げるものをいう。

ア 子の一親等の直系卑属

イ 子たる夫婦の一方の一親等の直系姻族であって、当該夫婦

の他方の一親等の直系卑属

- (3) 子世帯 助成金の交付を申請する日（以下「交付申請日」という。）において、子が同一の世帯内で孫を養育し、同居している世帯をいう。
- (4) 親世帯 親を構成員とする世帯をいう。
- (5) 現住 現に村内に居住し、かつ、本村の住民票が作成されていること（介護保険施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他の施設に入所している場合を除く。）をいう。
- (6) 三世代同居 子世帯及び親世帯が同一の住宅に現住することをいう。
- (7) 三世代近居 子世帯及び親世帯が現住すること（三世代同居を除く。）をいう。
- (8) 住宅 一戸建ての住宅及び店舗、事務所等との併用住宅（住宅部分の延べ床面積が全体の延べ床面積の2分の1以上である場合に限る。）並びに共同住宅及び長屋の住戸をいう。
- (9) 取得 工事請負契約又は売買契約により、住宅を取得することをいう。
- (10) 増築 既存の住宅の床面積を増加させること（自ら施工する場合を除く。）をいう。
- (11) 改築 既存の住宅の一部を除去した後、用途、規模、構造の著しく異ならない住宅を建てること（自ら施工する場合を除く。）をいう。
- (12) リフォーム 既存の住宅を修繕し、模様替えを行い、又は機能向上のために補修し、改造し、若しくは設備改善のための工事を行うこと（自ら施工する場合を除く。）をいう。

（助成対象者）

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす子又は親とする。

- (1) 平成29年4月1日以降に、子世帯若しくは親世帯又は同時にその双方が村内に転入し、三世代同居又は三世代近居を開始していること。

- (2) 第8条の規定による通知の日以降，引き続き三世代同居又は三世代近居を1年以上継続する見込みがあること。
- (3) 住宅を取得し，増築し，改築し，若しくは住宅のリフォームを行い，その引渡しを受けた日から起算して1年以内に三世代同居若しくは三世代近居を開始し，又は三世代同居若しくは三世代近居を開始した日から起算して1年以内に住宅を取得し，増築し，改築し，若しくは住宅のリフォームを行い，その引渡しを受けていること。
- (4) 子世帯又は親世帯のうち，三世代同居又は三世代近居が始まる以前から現住している世帯について，次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ，それぞれ当該ア又はイに定める者に村・県民税，固定資産税，軽自動車税及び国民健康保険税の滞納がないこと。
- ア 三世代同居又は三世代近居が始まる以前から現住している世帯が子世帯の場合 当該子世帯の構成員のうち，助成金の申請日現在において18歳以上の者
- イ 三世代同居又は三世代近居が始まる以前から現住している世帯が親世帯の場合 当該親世帯の構成員のうち，親である者
- (5) 子又は親が住宅の取得，増築，改築又はリフォームに係る費用を負担していること。
- (6) 過去に当該親及び子の関係によりこの要綱に基づく助成金の交付を受けていないこと。ただし，離婚した親たる夫婦の一方が村内に転入した場合において，当該離婚した親たる夫婦の他方との関係により既に助成金の交付を受けていたときは，この限りでない。
- (7) 交付申請日において，子世帯及び親世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けていないこと。
- (8) 子世帯及び親世帯のすべての構成員が，東海村暴力団排除条例（平成24年東海村条例第2号）第2条第3号の暴力団員等に該当しないこと。

(助成対象住宅)

第4条 助成の対象となる住宅は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 三世代同居又は三世代近居のために取得し、増築し、改築し、又はリフォームを行った住宅で、平成29年4月1日以降に引渡しを受けたものであること。
- (2) 賃貸を目的とした住宅でないこと。
- (3) この要綱に基づく助成金の交付を受けたことがない住宅であること。
- (4) 村長が助成金を交付することが適当でないとする住宅でないこと。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、三世代同居又は三世代近居の開始に真に必要な経費（消費税及び地方消費税を含む。）とし、次に掲げるものとする。ただし、国、茨城県又は村から別に補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等の額を助成対象経費から控除するものとする。

- (1) 住宅の取得に係る工事請負契約金額又は売買契約金額
  - (2) 住宅の増築、改築又はリフォームに係る工事請負契約金額
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は助成の対象としない。
- (1) 土地の取得に係る経費
  - (2) 敷地の造成及び門、塀その他の外構工事に係る経費
  - (3) 物置、車庫等の購入、設置等に係る経費
  - (4) 家具、家庭用電気機械器具の購入、設置等に係る経費
  - (5) 併用住宅における住宅部分以外の部分に係る経費
  - (6) その他村長が適当でないとする経費

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、その上限額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

区 分	住宅の取得	住宅の増築，改築又はリフォーム
三世代同居	20万円	15万円
三世代近居	15万円	10万円

- 2 前項の上限額は，助成対象者が，村内に本店（会社法（平成17年法律第86号）第4条の本店をいう。），本社（企画部門，管理部門などを置く経営上の中心となる事業所をいう。）又は住所（個人事業主の場合に限る。）を有する事業所との間において，直接，住宅の取得，増築，改築又はリフォームに係る契約を締結した場合で，その契約額の総額が10万円を超えるときは，同項の表に定める額に5万円を加算するものとする。

（助成金の申請）

第7条 助成対象者は，助成金の交付を受けようとするときは，東海村三世代同居・近居住宅支援助成金交付申請書（様式第1号）を，次の各号の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める期間内に村長に提出しなければならない。

- （1） 住宅を取得し，増築し，改築し，又は住宅のリフォームを行い，その引渡しを受けた日から起算して1年以内に三世代同居又は三世代近居を開始した場合 三世代同居又は三世代近居を開始した日から起算して1年以内
- （2） 三世代同居又は三世代近居を開始した日から起算して1年以内に住宅を取得し，増築し，改築し，又は住宅のリフォームを行い，その引渡しを受けた場合 住宅の引渡しを受けた日から起算して1年以内

2 前項の申請書には，次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし，村長が添付の必要がないと認めた場合は，この限りでない。

- （1） 子世帯の戸籍全部事項証明書
- （2） 子世帯及び親世帯の住民票謄本（助成金の交付申請日前1月以内に交付されたもの）
- （3） 孫が，出生後に子と同一の世帯内で同居する予定の胎児のみの場合は，母子健康手帳の写し

- (4) 第3条第4号に掲げる要件を満たすことを明らかにする納税証明書（助成金の交付申請日前1月以内に交付されたもの）
- (5) 住宅の取得の場合は，工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (6) 住宅の増築，改築又はリフォームの場合は，工事請負契約書の写し並びに増築，改築又はリフォームを行った部分の施工前及び施工後の状態が確認できる写真
- (7) 住宅の取得，増築，改築又はリフォームに係る費用の支出を証明する書類の写し
- (8) 住宅の引渡しを受けた日を証明する書類の写し
- (9) 同意書（様式第2号）
- (10) その他村長が必要と認める書類

3 子世帯が転入してきた場合において，子のそれぞれの親世帯が既に村内に現住しているときは，第1項の規定による申請は，いずれかの親世帯との関係によるもの1回限りとする。

4 子世帯が転入してきた場合において，親が離婚し，当該離婚した親のそれぞれが既に村内に現住しているときは，第1項の規定による申請は，いずれかの親との関係によるもの1回限りとする。

5 親世帯が転入してきた場合において，2以上の子世帯が既に村内に現住しているときは，第1項の規定による申請は，いずれかの子世帯との関係によるもの1回限りとする。

（助成金の交付決定等）

第8条 村長は，前条第1項の規定による申請があったときは，当該申請内容を確認し，必要に応じて現地を調査の上，助成金の交付の適否を決定し，東海村三世代同居・近居住宅支援助成金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により助成対象者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第9条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は，助成金の交付を請求しようとするときは，東海村三世代同居・近居住宅支援助成金交付請求書（様式第4号）を村長に提出しなければならない。

（三世代同居等の解消の申出）

第10条 助成決定者は、第8条の規定による通知の日から起算して1年を経過する日前に、三世代同居又は三世代近居を解消した場合は、三世代同居・三世代近居解消申出書（様式第5号）により、遅滞なく、その旨を村長に申し出なければならない。

（助成金の交付決定の取消し）

第11条 村長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- （2） この要綱に違反したとき。
- （3） 第8条の規定による通知の日から起算して1年を経過する日前に三世代同居又は三世代近居を解消したとき。ただし、次に掲げる事由による場合を除く。
  - ア 就学，就職又は転勤による転出
  - イ 療養による転居又は転出
  - ウ 死亡
  - エ その他村長がやむを得ないと認める事由
- （4） 助成金を不適當な用途に使用したとき。

2 村長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、東海村三世代同居・近居住宅支援助成金交付決定取消通知書（様式第6号）により助成決定者に通知するものとする。

3 村長は、第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成決定者に助成金を交付しているときは、東海村三世代同居・近居住宅支援助成金返還通知書（様式第7号）により、前項の規定による通知の日から起算して20日以内の期日を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付手続の特例）

第12条 この要綱による助成金の交付手続については、規則第14条に規定する実績報告及び規則第15条に規定する確定通知は省略するものとする。

（居住実態の確認）

第13条 村長は、第8条の規定による通知の日から起算して1年を経過した後において、当該助成決定に係る親世帯及び子世帯の居住実態を確認することができる。

(調査等への協力)

第14条 村長は、助成決定者に対し、助成金の交付の効果を検証するための調査等に協力を求めることができるものとし、助成決定者は、これに協力するよう努めるものとする。

(台帳の整備)

第15条 村長は、助成金の交付状況を常に明確にするため、交付台帳を備えておくものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成29年告示第139号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東海村三世代同居・近居住宅支援助成金交付要綱に定める様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

3 この告示の施行の際現に改正前の東海村三世代同居・近居住宅支援助成金交付要綱第7条第2項第2号の住民票謄本及び同項第4号の納税証明書の交付を受けている者は、平成30年3月31日までに助成金の申請を行う場合に限り、当該住民票謄本及び納税証明書を改正後の東海村三世代同居・近居住宅支援助成金交付要綱第7条第2項第4号の住民票謄本及び納税証明書として使用することができる。



附 則（平成 3 0 年告示第 6 号）

この告示は，公布の日から施行する。